

いじめ問題における謝罪

—謝罪指導の改善のために—

藤川 大祐

千葉大学教育学部

いじめ問題における加害者の被害者への謝罪について、関連する議論を整理し、学校における謝罪指導への示唆を得ることを目指した。いじめ事案において、加害者が謝罪したにもかかわらず、状況が改善せず、いじめが継続したり、被害者が登校できなくなったりすることがある。先行研究では、加害者の反省が不十分である、謝罪をもっていじめ問題が終わったことにされる、形式的にのみ謝罪がなされて被害者が絶望や屈辱感を与えられることがある、加害者の意に反して謝罪がなされることがあるといった問題が指摘されている。謝罪に関する諸研究から、謝罪は被害者との双方向的な交渉の上で被害者の心理的ニーズを満たすためになされるべきものであり、謝罪が回避されることや受容されないこともありえ、特に日本においては謝罪がなされたら受け入れなければならないと考えられがちであるといったことが確認された。これらを踏まえれば、学校においては、謝罪の複雑性・困難性の認識に立ち、教師が謝罪の戦略性を担うとともに加害者の非戦略的な態度が求められ、謝罪が受け入れられない場合にも被害者に新たな苦痛が与えられることのないよう留意することが必要であることが示された。

キーワード：いじめ、謝罪、戦略性、交渉、心理的ニーズ

1. はじめに

いじめ事案において、加害者が謝罪したにもかかわらず、状況が改善せず、いじめが継続したり、被害者が登校できなくなったりすることがある。

たとえば、豊田市いじめ問題調査委員会 (2016) は、中学生が同級生よりいじめを受けて不登校状態となり、その後転校を余儀なくされた案件について、「謝罪の儀式をさせて、万事終了というような流れになっていたことが推測される。表面的には解決したように見えても、それぞれの中で消化しきれていないことも多く、次のいじめに繋がったり、陰湿化したりする場合もある」と指摘している。

また、堺市いじめ防止等対策推進委員会 (2023) は、中学生がいじめを受けて不登校となった案件で、加害生徒とその保護者から被害生徒とその保護者への「謝罪会」がなされたが、加害生徒のうち 1 名が素直に謝ることができず、この謝罪会によって被害生徒の気持ちが晴れるに至らなかったと報告している。同委員会は、拙速な謝罪会を開くことを目的とするのではなく、被害者が望むことを丁寧に聴き取るべきこと、加害者の内省が深まるようアプローチしていくことが当初から必要であったと指摘している。

NHK (2019) は、いじめ問題における「仲直りの会」の問題性を指摘している。仙台市で 2018 年にいじめ被害

を苦しめた母子が亡くなった事件で、母親が残していた手記には、母親がいじめ被害を訴えたところ学校側は「仲直りの会」として加害者 2 名と被害者を集め、被害者は泣いてしまい言いたいことを言えない状況だったのに、教師は児童らに握手をさせ、「もう握手をして終わった事なので、その事は終わりにしよう」と言ったことが記されているという。他にも同様の事例が紹介されている。

素朴には、いじめ問題が生じた際に、加害者が被害者に謝罪することは当然であるように思われる。他方、上記各事例に見られるように、謝罪がなされても、被害者の気持ちが晴れるとは限らず、いじめの問題が継続してしまうことがありうる。

本稿では、いじめ問題における加害者の被害者への謝罪について、関連する議論を整理し、学校における対応への示唆を得ることを目指す。

2. いじめと謝罪に関する課題

いじめに関して、謝罪を主題にした文献はあまり見られないが、謝罪について言及した文献は多く見られる。以下、主な文献を見ていこう。

中学校教員である山岡 (2007) は、中学校におけるいじめへの対応で、「謝罪の会」がなされ、その後事態が悪化した事例を報告している。この事例では、生徒からの被害の訴えを受けて担任が対応し、加害生徒から被害生徒への「謝罪の会」が設けられた。しかし、加害生徒の 1 名は「先

生たちは一方的に『いじめ』ときめつけた」などと教師に不信感を示すようになり、いじめが継続してしまった。山岡によれば、当該加害生徒は親との関係で常に「よい子」を演じ続けることを強いられており、自分の悪いところを認められなかったらしいとのことである。ここでは、加害生徒の特性として、謝罪を行うことが難しい場合があることが報告されていると言える。

大西ほか (2009) は、罪悪感が向社会的行動を促進し、攻撃性を抑制する要因であることに着目し (p.325)、罪悪感には罪の告白や謝罪を動機づける機能があることを指摘している。このことは、加害者が罪悪感をもつことなしに被害者への謝罪を求められても、謝罪の動機がないまま形式のみに謝罪をしかねないことを示唆している。

餅川 (2011a) は、加害者の「遊び半分だった」等の言い訳を教師が鵜呑みにして、加害者に謝罪させ「今後は仲良くするように」といった中途半端な指導で終われば、いじめがエスカレートしうることを指摘している。また、餅川 (2011b) は、いじめ問題が生じると学校は被害者を救うことを最優先としがちであり、加害者に関わる時間が少なくなり、単にいじめ行為を反省させた上で被害者に謝罪させて指導を終わらせることが多いと述べる。さらに、餅川 (2011c) でも、反省させ謝罪させる指導だけでは根本的な解決にならず、被害者の苦痛に共感できる必要があることが述べられている。これら餅川の議論では、教師が加害者に早期に謝罪させて終結を図ろうとする傾向があること、しかしそうした対応ではいじめが深刻化し兼ねず、加害者が被害者に共感できるよう指導すべきことが述べられている。

尾木 (2014) は、いじめ防止対策推進法制定の契機となった滋賀県大津市において中学生がいじめを受けて亡くなった案件において、担任が被害者 (A 君) と加害者を呼び出して指導し、「互いにハグさせ謝罪させ」たこと (大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会、2013) に言及している。尾木 (2014) は、「加害生徒と被害生徒をハグさせ互いに謝罪させるなどという行為が、どれほど A 君を傷つけ、絶望と屈辱感を与えたことでしょうか」と述べている。

田淵 (2014) は、修復的正義の観点から、いじめが行われた場合の謝罪のあり方について論じている。長期的な見通しのもとに、いじめによる外傷体験の被害者に対して、加害者による心からの謝罪を引き出し、被害者の損なわれた自己の修復を行うことの必要性が、指摘されている。

荻間澤 (2016) は、高校でのいじめ対応において、加害者と保護者から被害者への「謝罪会」が実施された事例を報告している。この事例においては、教員がいじめを認知して以降、学校のいじめ対応マニュアルに則って「いじめ対策チーム」で対応方法が検討され、事実確認といじめ行為の認定、いじめ防止策の実施、「謝罪会」及び学校から

の謝罪や指導、事後指導と指導全体の反省というように段階を追って対応が進められた。「謝罪会」において、事実の確認や加害者による謝罪がなされ、被害者等がいじめ解消の実感をもつことができたとされている。「謝罪会」が有効に機能した要因としては、学校が積極的にいじめ解消に向けて動いていると理解されて信頼感を回復できたこと、いじめ解消を明確にするというねらいで儀式的に「謝罪会」を行ったことが挙げられている。

草野 (2020) は、いじめ事案が起きた際に教師が加害者による謝罪を進めようとするということについて、いじめ問題が生じると教師は焦り、素早く解決に導きたいと考えること、そして加害者による謝罪をもっていじめの解決とし、謝罪が終わるとホッとしがちであることを指摘している。

坂田 (2021) は、教師は「問題行動が見られたら、まず謝罪させる」という指導法が学校現場で今なお有力な地位を占めているとし、求められるのは「心からの謝罪」だと指摘している。

鈴木 (2022) は、いじめ問題が生じた際に、「喧嘩両成敗」のように両者それぞれに謝罪させる対処法がとられることを批判し、こうした指導が「問題を早く解決し、学校内の平穏さや授業の遅れを出さないようにするため」ではないかと述べている。

永田 (2022) は、いじめ事案が起きた際の「謝罪の会」について、「何ら理論的に根拠のない安っぽい人間理解に基づいて」いて「茶番劇として言いようがない」と喝破する。そして、こうした謝罪が「いじめの問題は終わったことにするので、教員はこれ以上関与しない」という教員の考えを示すものと解され、被害者を絶望させ、加害者には「いじめを続けてもかまわない」等と認識させることとなり、有害であると指摘する。永田は、謝罪は、被害者と加害者とがやり取りする中で、双方が加害者によって惹起された「行為や結果等についての認識を深める場でなければならない」と指摘している。

以上のように、いじめに関する加害者から被害者への謝罪に関して、次のような点が確認できる。

- 1) 加害者からの「心からの謝罪」が求められるはずであるが、加害者への指導や加害者の反省が不十分のまま、形式的にのみ謝罪がなされることがある。
- 2) 謝罪がなされたことで、いじめ問題が終わったことになってしまうことがある。
- 3) 教師は解決を急ごうとして加害者にすぐに謝罪をさせようとすることがある。
- 4) 形式的にのみ謝罪がなされた場合、被害者は絶望や屈辱感を与えられることがある。
- 5) 加害者の意に反して謝罪がなされることがあり、そうした場合にいじめが継続してしまうことがある。
- 6) 本来、謝罪は、被害者が罪悪感や被害者への共感をもつ

てなされるべきものであり、被害者の損なわれた自己の修復を行うものである。

加害生徒からの謝罪がなされる際には、「心からの謝罪」が求められるのであり、そのために加害者が問題を丁寧に振り返ることができるよう教員が時間をかけて指導することが不可欠だと考えられる。だが、謝罪が形式的にのみなされ、問題の解決につながらず、むしろ有害なことさえあるということが、うかがわれる。

だが、こうした先行研究からは、どうすれば謝罪が問題の解決に資するものとなるのか、さらには謝罪が有害となることを回避できるのかといったことについては、具体的な知見を得ることは困難である。加害者が反省している態度を示し、そうした加害者の態度を受けて教師が謝罪の場を設けても、加害者がどこまで反省しているかは曖昧である。それゆえ、被害者が謝罪を形式的なものとして受け止め、絶望や屈辱感を抱いてしまう可能性は否定できない。

3. いじめと謝罪に関する文部科学省の言及

ここまで、いじめ問題に関する謝罪が問題の解決につながらず、有害なことさえありうるということを見てきた。このことは、実際にいじめ問題に学校等が対応する際に留意されるべき点であろう。

では、学校がいじめ対応に関して、政府の出す文書等ではどのような議論がなされているのであろうか。なお、いじめ防止対策推進法（2013 年制定、施行）やその附帯決議には謝罪に関する直接の言及はないので、法律においてはいじめに関わる謝罪について特段の言及はないものと考えられる。ここでは、いじめ防止対策推進法成立以降に政府から出された文書を見ていく。

いじめ防止対策推進法成立を受けて、文部科学省が 2013 年に「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省 2013a）を定めているが、この中には謝罪についての言及はない。しかし、この方針の別添資料（文部科学省 2013b）では、いじめの発見・通報があった場合に、加害者への指導において、「謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である」と書かれている。また、「いじめの解決」について、「加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪のみ」で終わるのでなく、被害者や加害者等の関係の修復をへて、集団が望ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきだということが述べられている。ここでは、形式のみの謝罪に終わらないようにすべきことが示されている。

文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針」は、2017 年に改定されている（文部科学省 2017a）。この

改定後の方針においては、謝罪についての言及が次のように 4ヶ所において見られる。

ア いじめに該当する行為が確認されたが厳しい指導を要しない場合の例として、「軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合」が挙げられている。

イ いじめの解消について、「単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない」とされ、解消とは少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」と「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」が挙げられている。

ウ いじめに対する措置の基本的な考え方として、「謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置く」のでないことが述べられている。

エ いじめが起きた集団への働きかけとして、「児童生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態」とは、加害者による被害者への謝罪だけでなく、被害者の回復、加害者の抱える問題の除去、被害者と加害者等の間の関係の修復を経て、集団が望ましい集団活動を取り戻すこととされている。

これらのうちウとエは基本的に 2013 年の別添から継続した内容であり、アとイが新たに加えられたものと考えられる。アでは謝罪により被害者と加害者が良好な関係を築けた場合について述べており、イは謝罪をもって解決とすべきでないことを述べており、逆の方向で謝罪に言及がなされていることがわかる。

2017 年の方針に合わせて、文部科学省から「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省 2017b）が出された。このガイドラインにおいては、調査結果についての加害者側への情報提供について、「個別に指導していじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させること」が 2ヶ所にわたって書かれている。ここでは、気持ちが醸成しないままの安易な謝罪は否定されていると解されるが、最終的に謝罪をさせることは前提となっていると言える。

2022 年に改訂された「生徒指導提要」（文部科学省 2022）において、いじめに関する謝罪について言及があるのは、文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」の「いじめは、単に謝罪をもって安易に『解消』とすることはできない」という部分の引用のみである。ただし、暴力行為については、行為に及んだ児童生徒の「心からの反省と謝罪」が必要となること、「反省・謝罪して立ち直り、成長していくこと」が本人の福祉や学校・社会の安全・安心につながることを述べられている。

以上のように、文部科学省の文書においては、いじめ加害者による被害者への謝罪をもって終わらせるのではなく、加害者の反省や人格的成長、あるいは加害者や被害者を含む集団の関係修復が必要だとされている。そして、加害者

から被害者への謝罪がなされることが必要であることが示唆されている。文部科学省の文書のこうした内容は、前章で述べた先行研究での議論 1)~6)と整合するものと言える。

文部科学省の文書は、先行研究よりも踏み込んで謝罪のあり方について述べているとは言えない。このため、先行研究と同様に文部科学省の文書からも、どうすれば謝罪が問題の解決に資するものとなるのか、さらには謝罪が有害となることを回避できるのかといったことについて、具体的な知見を得ることは困難である。

4. 謝罪研究からの示唆

いじめ問題における謝罪に関して具体的な知見を得るために、謝罪一般に関する研究を概観しよう。

4.1. 謝罪とは何か？

謝罪 (apology) に関する諸研究は、謝罪という行為が複雑なものであることを示している。

謝罪は、「違反または不満を引き起こした一方の当事者 (加害者) が、もう一方の当事者 (被害者) に対してその責任を認め、遺憾の意または後悔を表現する出会い (encounter)」(Lazare 2004)、「ある状況で生じた違反行為の責任が自分にあることを認め、その行為によって他者に与えた影響を鑑み、後悔の念を表明する行為」(越川 2012) などと説明される。

Lazare (2004) は、成功した謝罪は被害者の心理的ニーズの一つ以上を満たし、被害者にとっての癒しの役割を果たすものだとしている。このことに依拠すれば、謝罪の重要な目的の一つは、被害者の心理的ニーズを満たすことだと考えられる。Lazare が挙げている心理的ニーズの例は、以下である。

- ・自尊心や尊厳の回復
- ・双方が価値観を共有していることの確認
- ・侵害行為が被害者側の責任ではなかったことの確認
- ・関係における安全性の確保
- ・加害者が苦しむのを見ること
- ・被害の補償
- ・加害者との有意義な対話

大淵 (2010) は、謝罪の被害者にとっての効用として、実質的損害賠償に加え、種々の心理的利益、すなわち、ショックからの回復、自尊心回復、加害者の罰、不安の解消を挙げる (p.10)。

加害者にとってはどうか。Leave (2004) は、加害者にとって謝罪の動機づけとなるのは、被害者への恥や罪悪感や共感的な配慮と、関係へのダメージや見捨てられること

や報復や罰を避けることだとしている。大淵 (2010) は、謝罪の加害者にとっての効用として、加害者の罪悪感低下、被害者の感情宥和、加害者の印象回復、さらには付加的な罰や賠償の回避が考えられるとする。

このように、謝罪に対して被害者、加害者の双方が求めるものは多様でありうる。そして、被害者が求めるような謝罪ができなければ、被害者は謝罪を受け入れることが困難となり、加害者が求めていたものも実現しにくくなる。

特に、被害者による謝罪が「心からの謝罪」でなく、罰や責任を回避することが目的の「道具的謝罪」(中川・山崎 2004) であるという印象が被害者にもたらされた場合、被害者は謝罪を受け入れにくくなる。

Lazare (2004) は、謝罪は一方向的に提供されるものでなく、双方向的な交渉 (negotiation) と考えられるべきだと主張する。すなわち、加害者は被害者と双方向のやりとりをして、被害者のニーズを加害者が正確に把握した上で、効果的な謝罪を行う必要がある。この意味で、謝罪は戦略的になされる必要があると言える。

だが、大淵 (2010) が示唆するように、謝罪を含む釈明が戦略的であるということは、その釈明は他者に対する後悔を期待してなされるものということとなり、「口先だけの謝罪」などと受け取られかねない (p.94)。このため、釈明者は、相手が釈明を戦略的でなく真正なものだと知覚するよう、戦略的に釈明を構成しようとするることとなる (p.95)。釈明を行う者には、逆説的な「戦略的非戦略性」が求められることとなる。

以上のように、謝罪という行為は大変複雑であり、単純に「謝ればいい」として被害者のニーズに配慮せず謝罪がなされても、被害者に受け入れられるとは限らず、かえって被害者をさらに苦しめることになりかねない。いじめに関する謝罪に関して、加害者がこうした複雑性をどのように理解すべきなのか、指導者はこうした複雑性を踏まえてどのような指導をすべきなのかについては、これまでほとんど研究されていない。

4.2. 謝罪の構成要素

謝罪という行為は、単に「ごめんなさい」あるいは「申し訳ありませんでした」と言って頭を下げることにはとどまらない。この意味でも、謝罪という行為は複雑である。謝罪の構成要素については多くの研究で言及されているが、ここではそのうちいくつかを見よう。

Goffman (1971) は、謝罪の最も完全な形には、次の 5 項目が含まれると言う (p.113)。

- ・恥ずかしさと困惑の表現
- ・期待されていた行動を理解しており、否定的な制裁が適用されることに共感することの明確化
- ・行動の誤りを言葉で拒否、否認、糾弾するとともに、そ

のような行動をした自分自身を非難すること

- ・正しい方法の支持と、今後その道を追求するという公約
- ・罪滅ぼしの実行と賠償の自発的な申し出

Schlenker & Darby (1981) は、謝罪には、謝罪の言葉の使用、自己の責任、反省の表現、被害者への援助の申し出、赦しを乞うこと、自己批判の6項目が含まれうるとしている。

Lazare (2004) は、謝罪には違反行為の認諾、反省 (remorse)、説明、補償の四つが含まれると述べる。すなわち、自らが侵害行為をしたことを認めること、そのことについての反省を示すこと、なぜ侵害行為をしてしまったのかを説明すること、被害者が受けた損失を補償することの四つが、謝罪には含まれうると言う。

Lazare (2004) は、上記のうち、違反行為の認諾には、以下4項目が含まれうるとしている。

- ・被害者と加害者、謝罪を受ける相手を正しく特定すること
- ・十分な詳細とともに、違反行為となった行動を認諾すること。
- ・これらの行動が被害者に与えた影響を認識すること。
- ・違反行為が、当事者間の社会的または道徳的契約の違反であったことを確認すること。

大淵 (2010) は、謝罪の中核的要素は、責任受容と悔悛表明だとする。責任受容とは負事象 (被害) の発生に対して自分に責任があると認めることであり、悔悛表明とは自分が悪かったことを認識し反省していることを表明することである。大淵によれば、謝罪には他にも、負事象の認知、被害者へのいたわり、更生の誓い、赦しを請うといった要素がある (p.4)。

これらに共通するのは、謝罪の中核には違反行為の責任が自らにあると認める責任受容と、自らに非があり反省しているとする悔悛表明があるということである。他の要素は論者によって異なっており、いじめにおける謝罪についてどの要素が重要かについては検討の必要がある。

以上のように、謝罪がなされる際には、具体的にどのような要素が含まれるかが問題となりうる。

4.3. 謝罪の回避

違反行為がなされた場合、加害者がとりうる態度は謝罪を行うことだけではない。

大淵 (2010) が整理しているように、謝罪は釈明 (account) の一つであり、違反行為を行ったとされる者ができる行為は謝罪には限定されない。ここで言う釈明とは、負事象 (違反行為) との関連が社会的に問われるような状況で、個人が試みる公的言語的説明だとされている。

釈明には、謝罪に加え、弁解、正当化、否認の計4種類がある (pp.19-20)。違反行為が発生したとされる際に、釈明をする者が関与を否定すれば否認、行為の不当性を否定すれば正当化、自分の責任を否定すれば弁解、自分の責任までのすべてを認めるなら謝罪がなされることとなる (p.22)。この意味でも、謝罪では、自分の責任を認めることが必須である。大淵 (2015) は、「申し訳ない」あるいは「お詫びを申し上げたい」と悔悛表明 (悔悛表明) をしながら自らの責任を認めない事例を「擬似謝罪」と呼んでいる。これは、謝罪に見えて実質的に弁解になっているものと言える。

Lazare (2004) は、加害者が謝罪をしない要因について論じている。謝罪をすることが、相手との関係を終わらせることになったり、加害者の自尊心に打撃を受けたりと、被害者の反応や自分自身のイメージへの深刻な影響を生じさせる場合に、加害者が謝罪をしないという選択がありうるということが指摘されている。Lazare は、自分の行動が相手に不快感を与えたことに気付いていないこと等の理由も挙げている。

いじめに関する謝罪について言えば、加害者がとるべき態度は謝罪だけではないという点に注意が必要である。謝罪以外にも弁解、正当化、否認という選択肢があり、さらに何もしないという選択肢もある。特に、加害者本人が責任を自覚していないのに謝罪がなされれば「擬似謝罪」となり、被害者のニーズが満たされず、加害者が単に罰や責任を回避しようとしたただけだと受け取られうるので、他の選択肢が考慮される必要があるだろう。

4.4. 謝罪の受容

被害者が謝罪を受容するかどうかは、素朴には、謝罪を受け入れることの効用が大きいかなにかによる合理的な判断によると考えられる。しかし、こうした素朴な考え方を否定する研究がある。Risen & Gilovich (2007) は、謝罪を受ける側は「スクリプト」(台本) に従って反射的に謝罪を受け入れているという考え方と、謝罪を受ける側には寛大に見えるようにさせる圧力によるという考え方を示している。

謝罪が受け入れられるか否かには個人差もあり、怒りっぽい人や頑固な人は謝罪を受け入れにくい (Schmitt ほか 2010)。また、人間は変わらないと見る実体概念 (entity belief) の強い人は、加害者の行動変容を信じていることができないので、加害者の謝罪を受け入れにくい (大淵ほか 2017)。

また、謝罪のタイミングも、謝罪が受け入れられるかどうかに影響を与える。過誤による違反行為の場合、すぐに謝罪がなされなければ無礼あるいは鈍感と見なされうる。他方、深刻な違反行為の場合、その後すぐに謝罪すれば影響を理解していない、あまりにも早く逃げようとしている

等ということ被害者側に伝えてしまいかねない (Lazare 2004)。

謝罪が受け入れられるか否かは、被害者と加害者の親密性の度合いにも影響されると考えられる。芝崎 (2008) は、幼児の謝罪効果のうち、印象悪化抑制、許容、怒り緩和といったものが、親密性が高いほど有効であることを示している。

謝罪が受け入れられるかどうかは、加害者が謝罪にどの程度のコストをかけるかに関わっているという指摘もある。Ohtsubo & Watanabe (2009) は、相手の被害の弁済を行うことや、大事な予定をキャンセルして謝罪を優先する等、加害者が謝罪にコストをかけている場合の方で、被害者が謝罪を受け入れやすいことを示している。このことは、コストがかかっている謝罪ほど「真正な謝罪」として受け取られやすいことを示しているものと解される。

こうした議論は、いじめに関する謝罪について多くの示唆を与える。特に重要と考えられる点は、被害者はスクリプトあるいは圧力によって謝罪を受け入れてしまうことがありうるという点である。このようにして被害者が謝罪を受け入れれば、自らの心理的ニーズが満たされる機会を永遠に失うこととなりかねない。他方、被害者の性格やタイミングによっては謝罪が受け入れられないため、加害者が謝罪を望んでも、実質的に謝罪を行うことができない場合がありうるということにも、注意が必要である。タイミングの問題とも関連するが、加害者が拙速に謝罪しているように見えたり、あまり悩んだ様子がなかったりすれば、加害者が謝罪にコストをかけていない印象を与え、被害者が受け入れにくくなると考えられる。

4.5. 謝罪と文化やジェンダー

謝罪がなされる傾向については、文化やジェンダーにおける違いがあることが指摘されている。ここでは主に日本に関係しそうな点のみを見ていこう。

山本 (2003) は、日本語において「すみません」という表現が感謝と謝罪の両方の意味をもつことについて論じており、自分の行為が相手に対して不利益を与える場合、たとえ感謝の場面であっても、謝罪で使用される表現が使用されるということを指摘している。

Lazare (2004) によれば、男性より女性の方が多く謝罪をすること、アメリカ人が罪悪感のような内面的な心理状態に焦点をあてるのに対して、日本人が被害者との関係修復に焦点をあてて謝罪する傾向があることが明らかになっている。

大淵 (2010) は、謝罪と正当化に対する被害者の受容度には文化差があり、釈明があった際の印象改善が、謝罪に関しては日本人とアメリカ人との間であまり差がないのに対して、正当化に関してはアメリカ人は高く日本人が低いことを示している (pp.47-48)。また大淵 (2010) は、

日本人の親や教師が子どもに対して釈明をどのように指導するかを調べたが、危害が意図的か否かにかかわらず、また宥和事情 (加害者の行為が悪くないと考えられる事情) の有無にかかわらず、教師も親も謝罪を推奨することが示されている (pp.154-155)。こうした親や教師の謝罪優位の傾向が、日本における謝罪優位傾向の伝承につながっていることが示唆されている。中川 (2005) も、幼児に対して保育者が謝罪を促す介入行動を行っていることを示している。

以上のように、特に日本においては人間関係の修復が重視されることから謝罪が多くなされる傾向があり、感謝の場面においても謝罪の表現が使われるほどである。また、親や教師による指導でも謝罪が促されている。こうしたことから、いじめに関しても、被害者による謝罪が自明視されやすいと言える。だが、ここまで見てきたように、本来は謝罪という行為は複雑であり、いつ、どのような要素を含めて謝罪を行うかは慎重に決められる必要がある。

5. いじめに関する謝罪はどう扱われるべきか？

2章で見たように、いじめに関する謝罪のあり方にはさまざまな課題が見られる。本来、いじめに関する謝罪は、いじめによって悪化した状況を何らかの意味で好転させるためになされるはずである。謝罪をする加害者も、謝罪をさせる教師も、謝罪によって状況が悪化することを望んでいるはずはない。しかし、実際には、謝罪によっても状況が好転しないどころか、被害者が絶望や屈辱感を与えられることや、加害者が不満を抱き続けることがある。特に注意すべきなのは、謝罪がなされた場合に受け入れなければならないと教えられている子どもが多く、謝罪がなされれば被害者は不本意でも謝罪を受け入れてしまい、そのことが新たな苦痛や絶望につながる恐れがあるということである。

いじめに関する文脈で、状況を悪化させない謝罪のあり方や状況を好転させる謝罪のあり方を検討する議論は、これまで見られなかった。こうした議論がないために、状況を好転させない謝罪、状況を悪化される謝罪が繰り返されてきたものと言える。

では、いじめに関する謝罪が状況を悪化させないためには、そして状況を好転させるには何が必要なのだろうか。4章で見てきた謝罪に関する諸研究の成果を踏まえ、検討しよう。

5.1. 謝罪の複雑性・困難性の認識

まず何よりも必要なことは、謝罪という行為は大変複雑なものであり、効果的な謝罪を行うことには困難が伴う場合が多いということ、教師や保護者が認識することであ

ろう。日本においては謝罪が頻繁になされ、感謝の意で謝罪の表現が使われることもある。幼児に対して親や保育者がすぐに謝ることを指導してもある。こうしたことから、相手に不利益を与えたら謝罪をすることは当然であり、謝罪という行為は幼児にもできるほど単純で容易なものだと素朴に考えられていると思われる。

もちろん、被害が軽微であったり、違反行為が故意によるものでなかったりすれば、被害者は容易に加害者を赦すはずなので、謝罪は複雑とも困難とも言えないだろう。しかし、いじめが問題になっている場合、被害者が苦痛を与えられていることが前提となる。大人から見れば軽微な被害に見えても、被害者本人にとっては苦痛が深刻である可能性はある。

有効な謝罪には戦略性が必要だ。だが、児童生徒に戦略性を求めるのには無理がある。謝罪が一方的な行為でなく双方向的な交渉であり、加害者は被害者とのやりとりの中で被害者の心理的ニーズを捉え、そのニーズを満たすように謝罪を行わなければならない。どのような謝罪が有効かは案件によって異なり、前もって有効な方法を覚えて実行するようなことはできない。しかも被害者は子どもであり、自らの心理的ニーズをわかりやすく伝えてくれることは期待できない。加害者である子どもが単独で、十分に戦略的な謝罪ができるとは考えにくい。

以上のように、謝罪は基本的に複雑であり困難なものなので、仮に謝罪がなされるにしても周到な準備が必要だと考えるべきである。そうした準備なしに謝罪の場を設けて謝罪をさせたり、教師が関与せず謝罪の方法を加害者に委ねたりするようなことは、許されない。

5.2. 戦略性と非戦略性の分離

謝罪において必要とされる戦略性が加害者である子どもに期待できないとしたら、いじめにおいて効果的な謝罪は困難だと考えられるかもしれない。だが、戦略性は必ずしも加害者本人がすべて担う必要はない。

大人でも、民事紛争が生じた際に加害者が代理人弁護士を依頼して、代理人弁護士に交渉を委ねることがありうる。この場合、代理人弁護士が被害者側と交渉して被害者の心理的ニーズを捉え、そのニーズを満たすように解決が図られることとなる。被害者のニーズが加害者の謝罪によって満たされる部分があるのであれば、加害者は被害者に直接謝罪することとなるだろう。この場合、当然、加害者は代理人と綿密に打ち合わせをし、加害者のニーズを満たすように謝罪を行うこととなる。このように、謝罪に必要な戦略性は、必ずしも加害者本人が担う必要はなく、他の者に委ねることが可能だ。

いじめに関する謝罪の場合、戦略性を担う者として考えられるのは代理人のような者でも保護者でもなく、教師であろう。代理人や保護者のように加害者の側の者が被害者

側と交渉することは容易ではなく、特に被害者の子ども自身と直接交渉をすることは被害者側が拒否する可能性が高い。他方、教師はそもそも被害者への支援や加害者への指導をすべき立場にあり、支援の一環として被害者のニーズを把握し、指導の一環として加害者に謝罪について指導できる立場にある。いじめに関する謝罪をさせるのであれば、教師が戦略性を担うことを前提とし、徹底的に被害者のニーズの把握を行い、有効な謝罪の内容や方法について加害者に助言するようにすべきである。

ただし、加害者が教師に言われた通りに謝罪すればよいということにはならない。そのようにしてしまえば、加害者は自分が不利にならないように、教師の指示に従っているだけだと解されてしまい、謝罪が「道具的謝罪」だという印象を与えてしまう。謝罪には非戦略的な謝罪すなわち「心からの謝罪」であることが必要である。この非戦略性については、他者に委ねるわけにはいかず、加害者自身が担うしかない。

このように考えると、いじめに関する謝罪を有効なものとするために、教師には被害者、加害者双方とそれぞれ丁寧な交渉をすることが必要だということがわかる。被害者からは、被害者が受けた被害について、事実関係や被害者の苦痛の状況、そして被害者が望む対応策について、丁寧に聴くことが必要だ。被害者は子どもであり、すべてを一度に話せない場合が多いだろうから、時間をかけて複数回に分けて話を聴かなければならないかもしれない。加害者に対しては、事実関係を確認した上で、被害者が受けた被害がどのようなものであったかを共有し、加害者にどのような責任があるのか、加害者が今後どうしていく必要があるのかといったことについて、加害者本人が深く考えられるように指導する必要がある。こうした交渉を経て加害者が心から謝罪したいと考えられるようになって初めて、有効な謝罪が可能になると考えられる。

なお、加害者に反省させようとする事自体が問題を孕みうることにも注意が必要である。岡本 (2013) は、問題行動を起こした加害者に対して反省させることが、加害者を抑圧し、やがて「爆発」してより大きな問題行動につながることを指摘している。岡本は、問題行動が起きたときに重要なのは、なぜこの子は問題行動を起こしたのかを、周囲の大人と一緒に考えることだと言う。このことを踏まえれば、加害者が心から謝罪したいという心情に至るということを、安易に考えてはならない。

5.3. 謝罪が受け入れられない場合

どれだけ戦略的に交渉したとしても、いじめの被害者側が必ず謝罪を受け入れるという保証はない。金銭的な被害であれば、賠償を得たいという心理的ニーズがありうるが、いじめ被害の多くは金銭的な賠償だけで被害者のニーズが満たされるものとは考えにくい。心身の苦痛や不登校と

いった被害は、取り戻すことが不可能である。このように賠償が困難な被害が発生していることから、被害者の性格や考え方によっては、どのようなやり方でも謝罪が受け入れられないということはある。

では、どのようにしても謝罪が受け入れられない場合、加害者には何もできないのだろうか。この場合、加害者が直接的に被害者の状況の改善に貢献することはできないと考えるべきである。被害者に対して加害者がとることができる最善の態度は、被害者に新たな苦痛を与えないようにすることである。

加害者が被害者に新たな苦痛を与える可能性は、さまざまに考えられる。被害者に対するいじめ行為が繰り返されれば新たな苦痛を与えるのは当然として、加害者が他の者にいじめ行為を行うことは、加害者の反省のなさを示すもの、ひいては最初の被害者の苦痛を真摯に受け止めていないものと解されるので、新たな苦痛を生じさせるだろう。また、被害者が断っているのにしつこく謝罪を申し入れるのも、被害者の意向が軽視されていることとなり、被害者に新たな苦痛を与えるであろう。

加害者が謝罪の申し入れをしたということは、加害者が「心からの謝罪」をしようとしていることを示唆しており、加害者がいじめについて自らの責任を認め、反省しているということを被害者に期待させる。謝罪が受け入れられない場合に加害者にできるのは、結局のところ、被害者に与えたこうした期待を裏切らないということに行き着くと考えられる。

このことは、同じように謝罪がなされていなくても、謝罪の申し入れの有無によって、被害者に新たな苦痛を与えるか否かが異なることを意味する。謝罪の申し入れがなされていなければ、被害者は加害者に期待する理由がないため、期待を裏切られるという意味で新たな苦痛を与えられることはない。こうしたことから、安易に謝罪の申し入れをしてはならないと言える。

5.4. 謝罪指導の具体的な改善策

以上の検討を踏まえて、いじめ問題における謝罪に関する指導についての改善策を整理すれば、次のようになる(図 1)。なお、ここでは特に保護者については言及しないが、必要に応じて被害者、加害者双方とのやりとりの中で保護者に関わってもらうべきことは当然である。

まず、いじめの可能性のある事態が生じた際には、謝罪やその申し入れを含め、加害者と被害者との間での直接のコミュニケーションを止める。被害者との交渉ができない段階では、どのような謝罪が適切なのか、あるいはそもそも謝罪が必要なのかといった点についての判断ができず、何らかのコミュニケーションがなされた場合に新たな被害を生じさせる可能性が高いからである。

次に、教師が被害者、加害者双方から丁寧に事情を聴く。

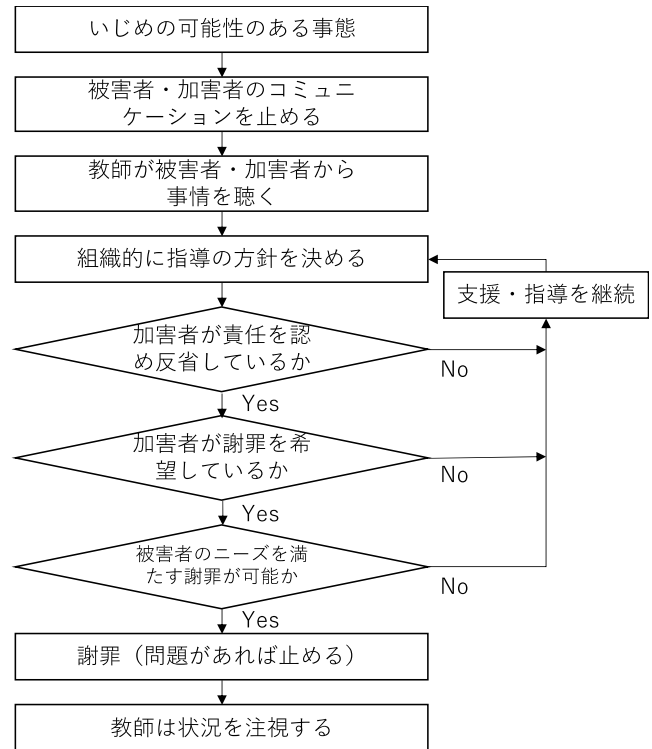


図 1 謝罪対応の改善策

当然ながら、一定の結論に誘導することは許されない。また、被害者や加害者が言いたいことを止めてしまうような対応も許されない。どのような事実があったのか、どのような思いをしたのか、どのような対応を望んでいるかといったことを丁寧に聴き取る。

そして、謝罪も含めた被害者への支援や加害者への指導の方針について、組織的に検討する。謝罪については、加害者が責任を認め、反省しており、被害者の心理的ニーズを満たすような謝罪をすることが可能かを、戦略的に検討する必要がある。当然ながら、加害者が謝罪を希望しないのであれば、謝罪を強要すべきではない。加害者が真に謝罪をしたくなるのを待つしかない。

加害者に謝罪の希望があり、教師としても被害者の心理的ニーズを満たす謝罪が可能だと判断した場合には、教師が被害者との間で謝罪について相談を行う。教師は、加害者に謝罪の希望があることと、考えられる謝罪の内容について説明し、謝罪を受けることを希望するか否かを被害者に尋ねる。基本的に被害者には謝罪は受け入れなければならないという考え方があることを踏まえ、あくまでも謝罪を受けるか否かはあくまでも被害者の意思のみで決めてよいということを伝え、間違っても謝罪を受けるよう誘導してはならない。被害者が謝罪を受けることを希望する場合には、謝罪の内容についての希望を聴く。

被害者が謝罪を受けることを希望することになった場合、教師は加害者との間であらためて謝罪の内容について

確認を行う。

以上のような準備を行った上で、謝罪がなされることとなる。謝罪の場には教師が同席し、その場のやりとりが被害者に新たな苦痛を与えるようなことがあればすぐにやりとりを止められるようにする。当然ながら、被害者も加害者も、その場にいることが難しい場合にはいつでもやりとりを止めて退出できるようにする。なお、当然ながら被害者の苦痛がすぐになくなるとは考えられないことから、握手やハグなどの身体接触による和解の演出も含め、謝罪によっていじめ案件が終結したかのような印象を作ることは絶対にあってはならない。

謝罪がなされた後も、被害者の不安が完全に払拭されるわけではないため、教師は継続的に被害者、加害者双方の様子を注視し、被害者が新たな苦痛を受けている可能性が生じた場合にはすぐに被害者への支援や加害者への指導を行えるようにする。

なお、謝罪がなされない場合には、被害者が加害者から新たな苦痛を受けるリスクが高い状態が継続していると考えられるため、被害者と加害者が直接関わることを避け、不安が生じた場合には被害者がすぐに教師に相談できるようにする必要がある。当然ながら、謝罪がなされていない場合は、たとえ一定期間が経過しても、いじめが解消されたとみなすべきではない。

6. 終わりに

ここまで論じてきたことを端的に述べれば、いじめ問題における謝罪、あるいは謝罪の申し入れには新たな被害を

生じさせるリスクが高く、安易になされるべきではないということである。謝罪は複雑で困難だということを、いじめ対応に関わるすべての者が認識する必要がある。

残された課題として、児童生徒に謝罪について日頃からのように指導するかということがある。謝罪は本来道徳教育で扱われるべきなのかもしれないが、小学校学習指導要領や中学校学習指導要領では、道徳科の価値項目として謝罪は扱われていない。人が生きていく上で他者に被害を与えることは避けがたく、謝罪のあり方が問われる機会は多い。大人でも、謝罪の仕方が不適切だと問題になることがある。「被害からの回復」のような項目が、道徳教育で扱われることが検討される必要があるのではないかと。

児童生徒への指導の内容としては、謝罪は複雑で困難であることを理解させるものが求められる。具体的な教材としては、「謝ればいいのか」ということを学習者の学年段階に合わせて問うものが考えられる。嫌がらせ被害を受けた人物が大変つらい思いをしていて、加害者が謝ろうとするということを基本の設定とし、加害者はどのように謝れるのが最善か、被害者はどうしてほしいのか等を話し合い、謝られても被害者のつらさが消えない可能性があること、謝られて終わりにされたらつらさが増してしまうこと等を確認できるようなものが考えられる。

安易に謝罪をさせる態度は、いじめ被害者や加害者の話を聞かないことと表裏一体である。謝罪を慎重に扱うことは、いじめ対応全般の改善につながるものと期待したい。

引用文献

- Goffman, E. (1971) "Relations in Public: Microstudies of the Public Order, Transaction Publishers," New Brunswick & London
- 荻間澤勇人 (2016) 「いじめ対応チームによるいじめ解消を目指した事例—謝罪会の実施を含めた早期対応を通して—」学級経営心理学研究、第 5 巻、pp.53-64
- 越川葉子 (2012) 「少年院における「謝罪」の概念分析:「謝罪の気持ち」の観察可能性に着目して」、立教大学教育学科研究年報、第 55 巻、pp.87-100.
- 草野剛 (2020) 「いじめの解決は、謝罪の後から始まる」月刊学校教育相談、第 34 巻 3 号、pp.8-10
- Lazare, A. (2005) "On apology." Oxford University Press.
- 餅川正雄 (2011a) 「学校のいじめ問題に関する研究 (II)」広島経済大学研究論集、第 33 巻 4 号、pp.51-68
- 餅川正雄 (2011b) 「学校のいじめ問題に関する研究 (III)」広島経済大学研究論集、第 34 巻 1 号、pp.51-70
- 餅川正雄 (2011c) 「学校のいじめ問題に関する研究 (IV)」広島経済大学研究論集、第 34 巻 2 号、pp.65-84
- 文部科学省 (2013a) 「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成 25 年 10 月 11 日)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afildfile/2018/07/23/1400262_001.pdf (2023 年 12 月 25 日最終確認)
- 文部科学省 (2013b) 「学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afildfile/2018/07/23/1400262_003.pdf (2023 年 12 月 25 日最終確認)
- 文部科学省 (2017a) 「いじめの防止等のための基本的な方針」(最終改定 平成 29 年 3 月 14 日)
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afildfile/2018/03/19/1304156_02_2_1.pdf (2023 年 12 月 25 日最終確認)
- 文部科学省 (2017b) 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afildfile/2019/06/26/1400030_009.pdf (2023 年 12 月 25 日最終確認)
- 文部科学省 (2022) 「生徒指導提要」(改訂版)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/140408_00001.htm (2023 年 12 月 25 日最終確認)
- 永田憲史 (2022) 「文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説 (9)」、關西大學法學論集、第 72 巻 3 号、pp.573-603.
- 中川美和 (2005) 「4、6 歳児の対人葛藤に対する保育者と幼児の介介行動: 誠実な謝罪につながる介介行動」、広島大学大学院教育学研究科紀要 第三部 教育人間科学関連領域、第 53 巻、pp.325-332.
- NHK (2019) 「「握手」でいじめ、なくなるの?」
https://www3.nhk.or.jp/news/special/education/articles/article_04.html (2023 年 12 月 24 日最終確認)
- 尾木直樹 (2014) 『いじめ問題をどう克服するか』岩波書店

- 岡本茂樹 (2013) 『反省させると犯罪者になります』 新潮社
- 大淵憲一 (2010) 『謝罪の研究: 釈明の心理とはたらき』 東北大学出版会
- 大淵憲一 (2015) 『失敗しない謝り方』, CCC メディアハウス
- 大淵憲一・山本雄大・謝曉静 (2017) 「謝罪受容に対するパーソナリティ要因の検討: 実体信念と寛容性の効果」、放送大学研究年報、第 34 巻、pp.87-92.
- 大西彩子・黒川雅幸・吉田俊和 (2009) 「児童・生徒の教師認知がいじめの加害傾向に及ぼす影響—学級の集団規範およびいじめに対する罪悪感に着目して—」、教育心理学研究、第 57 巻 3 号、pp.324-335
- Ohtsubo, Y., & Watanabe, E. (2009) "Do sincere apologies need to be costly? Test of a costly signaling model of apology." *Evolution and Human Behavior*, 30(2), 114-123.
- 大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会 (2013) 「調査報告書」
- Risen, J. L. & Gilovich, T. (2007) "Target and observer differences in the acceptance of questionable apologies." *Journal of Personality and Social Psychology*, 92, 418-433.
- 堺市いじめ防止等対策推進委員会 (2023) 「いじめ重大事態調査報告書」
https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/tetsuzuki/ijime_boshi/77636620231020100644044.files/051023-houkokusyo.pdf (2023 年 12 月 24 日最終確認)
- 坂田仰 (2021) 「いじめ対応としての謝罪指導 (教育法規あ・ら・か・る・と)」, 内外教育、第 6907 号、p.19
- Schlenker, B. R., & Darby, B. W. (1981) "The use of apologies in social predicaments." *Social psychology quarterly*, 271-278.
- Schmitt, M., Gollwitzer, M., Förster, N., & Montada, L. (2004). "Effects of objective and subjective account components on forgiving." *The Journal of social psychology*, 144(5), 465.
- 芝崎美和 (2008) 「親密性が幼児の謝罪効果の認識に与える影響」、幼年教育研究年報、第 30 巻、pp.41-48.
- 鈴木庸裕 (2022) 「いじめ重大事態克服の処方箋を考える: 学校福祉の立場から」、教育と医学、第 70 巻 2 号、pp.136-142
- 田淵久美子 (2014) 「修復的正義の人間観と教育的意義—いじめの解決を手がかりに」 活水論文集 健康生活学部編、第 57 巻、 pp.95-108.
- 豊田市いじめ問題調査委員会 (2016) 「豊田市立中学校生徒のいじめ申立に関する調査報告書 (概要版)」
https://www.city.toyota.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/015/788/2801_0304.pdf (2023 年 12 月 19 日最終確認)
- 山本もと子 (2003) 「感謝の謝罪表現「すみません」—「すみません」が感謝と謝罪の両方の意味を持つわけ」、信州大学留学生センター紀要、第 4 巻、pp.1-13
- 山岡雅博 (2007) 「教師編 クラス内にいじめがあった—「謝罪の会」でさらにひどくなったケース」、児童心理、第 61 巻 4 号、pp.370-374.